

～レール溶接作業のため業務に従事していた軌道作業責任者が、列車と接触し死亡した事故～

鉄道事業者名：東海旅客鉄道株式会社

事故種類：鉄道人身障害事故

発生日時：令和6年12月10日 02時53分頃

発生場所：静岡県浜松市

東海道線 ^{たかつか} 高塚駅構内

<概要>

東海旅客鉄道株式会社の東海道線高塚駅構内において、上り本線と中線^{なかせん}で線路内工事に従事していた軌道作業責任者は、令和6年12月10日（火）02時53分頃、下り本線左側（以下、前後左右は列車の進行方向を基準とする。）の線路脇にある道具仮置き箇所から作業箇所^{くだけ}に移動するため下り本線を横断する際に、日本貨物鉄道株式会社の東京貨物ターミナル駅^{くだけ}発百済貨物ターミナル駅行き26両編成の下り第2065列車と接触した。

この事故により、同軌道作業責任者が死亡した。

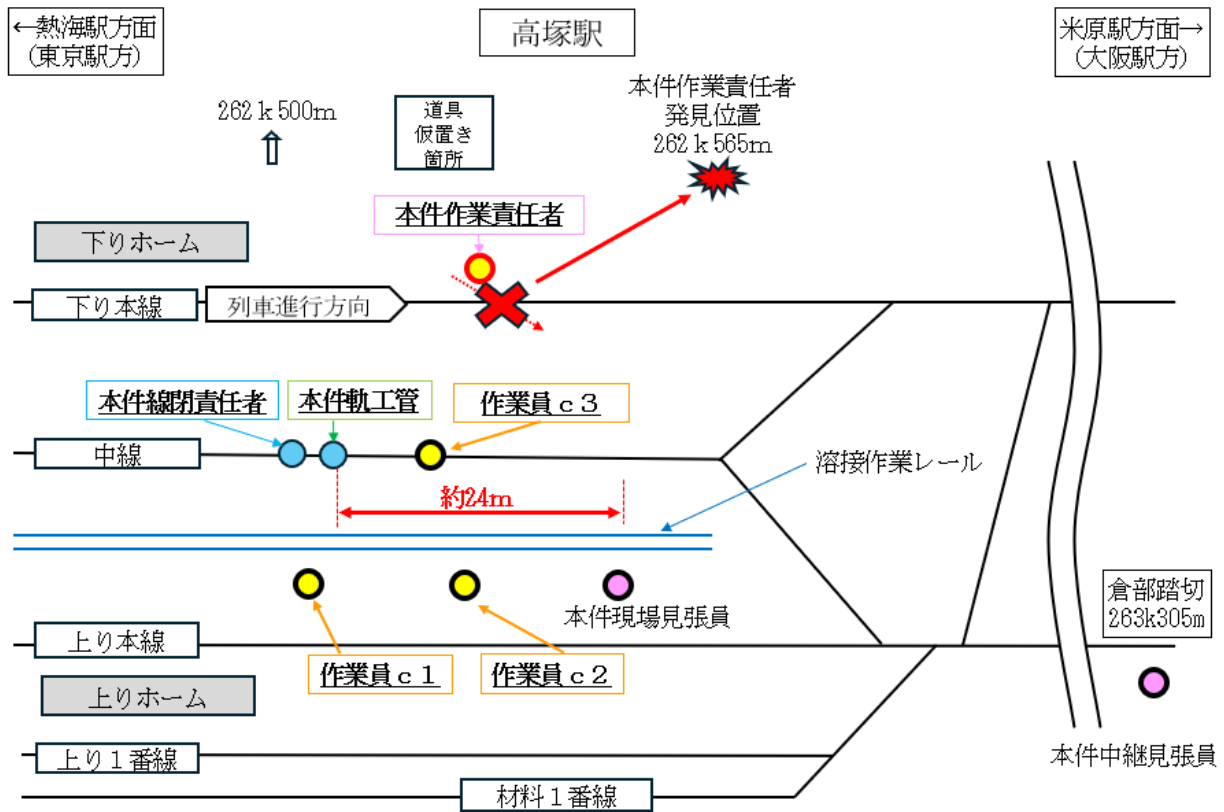
<事故現場周辺図>

東海道線 熱海駅～米原駅間 341.3km(複線) ※一部省略

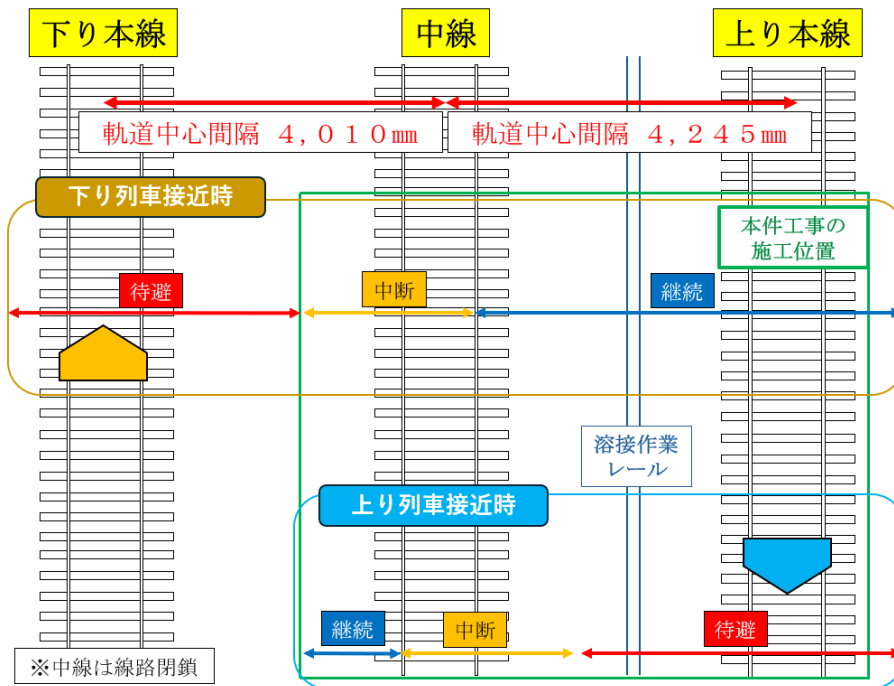


※この図は、国土地理院の地理院地図（電子国土Web）を使用して作成

< 事故発生時の工事等従事者の配置 >



< 列車接近時の待避区分 >



<原因>

本事故は、上り本線及び中線で施工されていた線路内工事に従事していた軌道作業責任者が、中線に隣接する下り本線の外に設けられた道具仮置き箇所から中線方向に移動する際、列車の接近に気付かないまま列車に背向して下り本線の線路を横断し、進んできた下り列車と接触したことにより発生したものと推定される。

軌道作業責任者が列車の接近に気付かないまま下り本線の線路を横断したことについては、

- (1) 下り本線に対して列車見張員が配置されていなかったため、工事等従事者に下り列車の正確な列車間合いが周知されず、列車接近を知らせる携帯型列車運転状況表示装置の子機も下り列車については使用されていなかったこと、
- (2) 軌道作業責任者が、「在来線施設・電気関係従事員触車事故防止要領」が定める線路横断時の遵守事項を正しく理解していなかったため、線路横断の可否を事前に立入責任者に確認せず、基本動作である左右指差確認も行っていなかったこと、
- (3) 片手斜め上げを省略したことにより、立入責任者を兼ねていた軌道工事管理者による工事等従事者の待避状況の確認が不十分となるだけでなく、工事等従事者の、進んできてくる列車への意識の欠如にもつながり、工事等従事者の安全確保に支障を来した可能性があること

によると考えられる。

下り本線に列車見張員が配置されていなかったことについては、東海旅客鉄道株式会社の監督員等及び立入責任者であった請負会社の軌道工事管理者が、「在来線施設・電気関係従事員触車事故防止要領」及び「在来線保線関係工事等打合せ要領」を正しく理解しておらず、打合せにおいて列車見張体制の確保のために必要な事項の確認が行われなかったことが影響したと考えられる。

また、監督員等並びに軌道工事管理者及び軌道作業責任者を含む工事等従事者が「在来線施設・電気関係従事員触車事故防止要領」等の規程を正しく理解していなかったことについては、東海旅客鉄道株式会社による同要領等の規定の解釈が、触車事故防止のための安全対策として定められた同要領の目的に反し、工事等従事者の安全確保を不十分なものとするものであったためと考えられる。

<必要と考えられる再発防止策>

本事故は、同社の監督員等及び本件工事の工事等従事者が、「触車事故防止要領」を遵守しておらず、適切な安全管理を行っていなかったこと、「触車事故防止要領」及び「工事等打合せ要領」を正しく認識しておらず、打合せにおいて必要な確認が行われていなかったことにより発生したと考えられる。このため、本事故と同種事故の再発を防止するために必要と考えられる対策は次のとおりである。

- (1) 同社は、「触車事故防止要領」の制定趣旨に沿って、同要領の解釈及び運用を見直し、規程を正しく理解したうえで、請負会社等に対しても、正しい理解に基づいた教育を実施すること
- (2) 同社は、規程に基づいた適切な保安体制を確保するため、施工打合せを确实

- に行い、請負会社との認識相違を防ぐ確認体制を構築すること。また、やむを得ず計画を変更する際は、変更に伴う影響を特に慎重に判断すること
- (3) 同社は、施工現場において、請負会社等が「触車事故防止要領」を正しく理解し、「触車事故防止要領」に基づいた安全管理が行われているか定期的に検証し、不適切な事案が見受けられた場合は速やかに必要な改善を行える体制を構築すること
- (4) 同社は、片手斜め上げの確実な実施を行うこと。やむを得ず片手斜め上げを実施できない場合は、別途、工事等従事者の意識を進来する列車に向けるための方策及び立入責任者が待避状況を確実に確認できるようにするための方策を講じること

詳細は、[運輸安全委員会ホームページ \(https://jtsb.mlit.go.jp\)](https://jtsb.mlit.go.jp) より、[鉄道事故調査報告書](#)をご覧ください。